

みんなで決めよう！



「原発」県民投票条例の制定を求める 署名集めの協力者(受任者)を募集します！

東北電力は女川原発2号機再稼働をめざして、「安全対策工事」を進めています。原子力規制委員会の「安全審査」も急ピッチで進められており、年内の審査書案の了承(事実上の「合格」)も予想されます。その後の再稼働までの手続きは、「地元同意」だけとなります。宮城県にも女川原発再稼働に同意するか否かが問われますが、他県の流れを見ると「県知事の同意」=「地元同意」の傾向が強く、私たち県民の意見が反映されない可能性があります。

しかし皆さん！「原発再稼働」は、私たちの生命と暮らし、子ども達の未来に関わる重大な問題です。「原発再稼働の是非」は、宮城県(知事)に任せるのではなく、私たち県民一人ひとりが責任を持って選択すべき重要な課題ではないでしょうか。

「女川原発再稼働の是非を県民みんなで決める」—そのことを文字どおり実現するためには、「県民投票条例」が必要です。女川原発再稼働について賛成であっても反対であっても、県民一人ひとりが当事者として考えて、県民全体の意思を示す「県民投票」実施のための条例制定を求めましょう。

そのために、私たちは、県民投票条例の制定を求める「住民直接請求」の署名運動を始めます。

しかしこの法定署名の収集には多くの制限があり、直接請求代表者とその代表者から委任を受けた「受任者」しか集めることが出来ません。

ぜひあなたも署名を集める「受任者」になって、県民投票条例の制定を求める「住民直接請求」にご協力ください。

【署名集め協力者(受任者)事前 申し込み書】

私は、県民投票条例の制定を求める直接請求署名を集める協力者(受任者)になります。

*協力者(受任者)のお名前(ふりがな)

*ご住所 〒

*TEL

*FAX

*メールアドレス

*紹介者名または紹介(所属)団体名があれば…

その連絡先

お申し込みは裏面に記載のFAXまたはメールへお願いします

みんなで決める。直接決める。 実現させよう「原発」県民投票

「原発」県民投票を実現するために
県民投票条例の制定が必要

県知事と県議会に対して、
県民投票条例の制定を求める
「住民直接請求」
を起こします

そのために…

宮城県民有権者の1/50（約4万筆）の法定署名（署名&捺印等）が必要なのです。しかも署名期間が決められていて、2カ月間！

署名を集める協力者（受任者）大募集！

受任者は自分が住む市区町村の有権者の署名しか集めることができません。家族やご近所など身近な人たちから署名を集める受任者が、全市区町村におおぜい必要なのです。

女川原発再稼働の是非をみんなで
決める県民投票を実現する会
（略称：みんなで決める会）

住所：〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目
5-10 御譜代町ビル306号室

TEL：080-1673-8391（多々良）

FAX：022-215-3120

メール：kenmingakimeru@gmail.com

署名から県民投票までの流れ

署名期間は2018年10月1日～12月1日
の2カ月間を予定しています。

直接請求の手続きをして、
全市区町村で一斉に署名集めスタート！

署名簿を各市区町村の選挙管理委員会へ提出

選挙管理委員会による署名簿の審査、縦覧

県知事に県民投票条例の制定を請求（本請求）

県議会の可決によって、県民投票条例公布

女川原発再稼働の是非を問う県民投票の実施

カンパのご協力をお願いします

署名運動を全県で展開するためには案内や資料などの印刷代、郵送費など多くの費用がかかります。皆さまからのカンパによって、これらをまかなってまいります。ぜひご協力をお願いします。

郵便振替口座 名義：みんなで決める会

口座番号：02250-4-142653

宮城の民主主義を育てよう！

住民直接請求運動は、一人ひとりの有権者と向き合って、原発再稼働の是非を自分たちで決めようと語りかけて、納得していただいて、自筆の署名に加え、生年月日や署名日の記入、さらに捺印を頂く大変な取り組みです。だからこそ、取り組む意味があり価値があると考えます。何故ならば、一人ひとりが家族やご近所など身近な人たちに、「原発再稼働」という社会問題を語りかけることを通じて、おまかせ民主主義から脱却し、自分たちのことは自分たちで話し合って自分たちで決める民主主義を、それぞれの地域に育てることにつながるからです。宮城の民主主義を育てる運動に共に取り組みましょう！